

産前産後期間の国保税軽減制度

令和6年1月から出産時における国民健康保険税の負担軽減を行います！

国民健康保険に加入されている方が出産される場合は、「産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書」をご提出ください。

対象者

国民健康保険に加入されている方で、令和5年11月以降に出産する予定 または 出産した方

軽減額

国民健康保険加入者で、出産される方の産前産後期間相当分の
所得割額（所得に基づく税額）と均等割額（一人あたりの税額）

※ 出産予定日（出産日）の前月から出産予定日（出産日）の翌々月までの4か月分を減額します。

ただし、双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日（出産日）の3か月前から出産予定日（出産日）の
翌々月までの6か月分を減額します。

※ 出産とは、妊娠85日以上の方娩を指します。（死産、流産、早産された方を含みます。）



◆軽減対象期間

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後
単胎の方:4か月分			出産日 出産予定日		
多胎の方:6か月分			出産日 出産予定日		

※ 軽減対象期間 (塗りつぶし部分が軽減期間)

◆軽減される税額

	項 目	項目の説明	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
			0歳以上75歳未満		40歳以上65歳未満
軽減対象	①所得割額	前年の所得に応じて算出	7.1%	2.6%	2.4%
	②均等割額	1人あたりの額	26,100円	9,400円	10,700円
	③平等割額	1世帯あたりの額	19,600円	7,000円	5,600円
			9,800円	3,500円	—
			14,700円	5,250円	—

※ 低所得者の軽減制度が適用されている場合は、軽減適用後の均等割額を減額します。

産前産後期間の国保税軽減制度



～ ・ ～ よくある質問 ～ ・ ～

Q1 令和5年11月に出産しました。
何月分の国保税が軽減されますか？**A1**

令和6年1月から施行され、出産日の前月から出産日の翌々月までの4か月分が減額対象ですので、令和6年1月分の国保税が軽減されます。ただし、国保税は、1年間の税額を10回で納付いただくため、8期分（1月納期分）が1月分ではありません。

Q2 出産前に申請しましたが、出産予定日より1か月遅れて出産しました。再度、申請は必要ですか？**A2**

再度、申請する必要はありません。届出時点の出産予定月を基準として減額しますので、再度、国保税を算定しません。

Q3 年間分の国保税を既に納付しました。産前産後期間の国保税は、戻ってきますか？**A3**

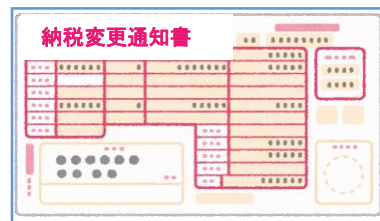
既に年間分の国保税を納付されている場合は、産前産後期間の軽減分を還付します。

Q4 産前産後期間の軽減申請を行っても、軽減されない場合がありますか？**A4**

国保税の賦課限度額に到達している世帯（高所得世帯等）が、産前産後期間の軽減の対象となった場合、軽減を受けられない場合があります。

Q5 産前産後期間の軽減額は、いつ通知されますか？
減額後の支払額は、どのようにになりますか？**A5**

申請日や出産予定日により、納税変更通知書が送付される時期や、減額される納期（既に納付済みの場合は還付額）が異なります。詳しくは、税務課国保担当へお問い合わせください。



申請方法

出産予定日の6か月前から申請できます。

- 書面で申請される場合は、税務課または各支所へ「産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書」を提出してください。届出には、母子手帳 および 世帯主と出産された方のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード等）をご持参ください。
- 電子申請される場合は、スマートフォン等で右のQRコードを読み込んで、必要事項を入力し、母子手帳の写真を添付してください。



高島市 オンライン手続き



高島市役所 税務課 TEL 0740-25-8116

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

各支所の窓口でも申請可能です。オンライン申請も可能です！